



鳥取県公報

平成 27 年 6 月 30 日 (火)
号外第 73 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (37) (立地戦略課) 4
	鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (38) (教育委員会事務局社会教育課) 7
	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (39) (経営企画課) 11
	鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例 (40) (議会事務局議事・法務政策課) . . . 12
	鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例 (41) (〃) 13

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内地域における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の活性化に資するため、企業立地事業補助金の加算対象に、中山間地域に立地する事業、大都市圏からの本社機能の移転を伴う事業及び外国会社の拠点工場等に関する事業を加える等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 中山間地域に立地する事業、大都市圏からの本社機能の移転を伴う事業及び外国会社の拠点となる工場等に関する事業に対する企業立地事業補助金については、投下固定資産額の1割及び初年度賃借料の5割を加算する。
- (2) 二酸化炭素の排出量削減に有効な技術を用いる事業に対する企業立地事業補助金の加算措置を廃止する。
- (3) 投下固定資産額に対する補助の上限を投下固定資産額の5割とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、鳥取県立青少年社会教育施設に指定管理者制度を導入する。

2 条例の概要

- (1) 青少年社会教育施設の管理及び使用料の徴収は、指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲を定める。
- (2) 指定管理者の管理の期間は、3年間とする。
- (3) 指定管理者の候補者の選定基準について、青少年社会教育施設の特例を定める。
- (4) 青少年社会教育施設の所掌事務、休所日、行為制限等を条例化する等の所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成28年4月1日とする(1)に関する事項を除き、公布日とする。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

太陽光を利用して電力を供給する発電施設として新たに境港中野太陽光発電所を設ける。

2 条例の概要

- (1) 新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
境港中野太陽光発電所	1,000キロワット	卸売

- (2) 施行期日は、規則で定める日とする。

◇鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知事部局の組織改正に伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 危機管理局を所管する常任委員会を、地域振興県土警察常任委員会（現行 総務教育常任委員会）に改

める。

- (2) 未来づくり推進局及び文化観光スポーツ局の名称変更に伴う規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成27年7月1日とする。

◇鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県の財政状況等を踏まえ、鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額を減ずる特例措置の実施期間を延長する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成29年3月31日（現行 平成27年6月30日）まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 6 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額以下とする。<u>ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">略</th> <th style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの (1)～(4) 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業のうち <u>7の項に該当しないもの</u> 100分の10 イ <u>アに掲げる事業以外の事業のうち特に著しい雇</u></p> </td> </tr> </table>	略	略	<p>2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの (1)～(4) 略</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業のうち <u>7の項に該当しないもの</u> 100分の10 イ <u>アに掲げる事業以外の事業のうち特に著しい雇</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額<u>（初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は、初年度賃借料の額を限度とする。）</u>以下とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">略</th> <th style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの (1)～(4) 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10 イ 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事</p> </td> </tr> </table>	略	略	<p>2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの (1)～(4) 略</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10 イ 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事</p>
略	略								
<p>2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの (1)～(4) 略</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業のうち <u>7の項に該当しないもの</u> 100分の10 イ <u>アに掲げる事業以外の事業のうち特に著しい雇</u></p>								
略	略								
<p>2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの (1)～(4) 略</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10 イ 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事</p>								

	用の増加を伴うと知事が認めるもの 100分の10 ウ 略 (2) 略		業 100分の10 ウ 略 (2) 略
3 中山間地域（知事が要綱で定める地域に限る。）において行う事業であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）	3 二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業であって、知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
略		略	
5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）	略	5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの	略
6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）	6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）
7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）		
8 我が国における拠点となる工場等に関する事業（知事が要綱で定める	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度		

外国会社が行うものに限る。)であって、知事が特に認めるもの	とする。)		
-------------------------------	-------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第3条</u> 青少年社会教育施設においては、次に掲げる事務を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立大山青年の家</td> <td> (1) 青少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 青少年の野外活動に関すること。 (3) 青少年及び青少年指導者の研修に関すること。 (4) その他青少年の健全な育成に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>鳥取県立船上山少年自然の家</td> <td> (1) 少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探究に関すること。 (3) 少年指導者の研修に関すること。 (4) その他少年の健全な育成に関すること。 </td> </tr> </table> <p><u>2</u> 青少年社会教育施設は、前項に規定する事務に支障がない場合は、一般人に利用させることができる。</p> <p>(職員)</p> <p><u>第4条</u> 青少年社会教育施設に、<u>所長</u>その他の所要の職員を置く。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p>	鳥取県立大山青年の家	(1) 青少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 青少年の野外活動に関すること。 (3) 青少年及び青少年指導者の研修に関すること。 (4) その他青少年の健全な育成に関すること。	鳥取県立船上山少年自然の家	(1) 少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探究に関すること。 (3) 少年指導者の研修に関すること。 (4) その他少年の健全な育成に関すること。	<p>(職員)</p> <p><u>第3条</u> 青少年社会教育施設に、<u>事務職員、技術職員</u>その他の所要の職員を置く。</p> <p><u>(目的外の利用)</u></p> <p><u>第4条</u> 教育委員会は、必要があると認めるときは、<u>青少年社会教育施設を第2条に規定する目的以外の目的に利用させることができる。</u></p>
鳥取県立大山青年の家	(1) 青少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 青少年の野外活動に関すること。 (3) 青少年及び青少年指導者の研修に関すること。 (4) その他青少年の健全な育成に関すること。				
鳥取県立船上山少年自然の家	(1) 少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探究に関すること。 (3) 少年指導者の研修に関すること。 (4) その他少年の健全な育成に関すること。				

第5条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 第13条の規定による使用料の徴収に関する業務
- (3) 第3条第1項に規定する事務を補助する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第7条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、青少年社会教育施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他教育委員会が第2条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(休所日)

第8条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は

土曜日である場合を除く。)

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(利用の許可)

第9条 略

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

(1) 略

(2) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

3 教育委員会は、青少年社会教育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第10条 青少年社会教育施設においては、次の行為をしてはならない。

(1) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 青少年社会教育施設の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をすること。

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、青少年社会教育施設への入館を拒み、又は青少年社会教育施設からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第11条 教育委員会は、青少年社会教育施設の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用の許可)

第5条 略

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 略

(2) 青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

<p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第12条</u> 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p>(4) <u>詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>2 <u>指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、使用料を減免するものとする。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第14条</u> <u>第8条から第12条までに規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。</u></p> <p>(教育委員会規則への委任)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>別表 (第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="220 1375 778 1420"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>2 <u>知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。</u></p> <p>(教育委員会規則への委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>1 <u>施設使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="852 1375 1374 1420"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 <u>シーツ料</u> <u>シーツの洗たくに要する費用を勘案して知事が定める額</u></p>	略
略			
略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条を加える改正規定並びに第6条第2項及び別表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。			(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。		
施設の名称	最大出力	電力供給方法	施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売	略		卸売
天神浄化センター太陽光発電所	1,500キロワット		天神浄化センター太陽光発電所	1,500キロワット	
境港中野太陽光発電所	1,000キロワット				

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>元気づくり総本部</u>、総務部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p>福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域振興県土警察常任委員会 8人</p> <p><u>危機管理局</u>、<u>地域振興部</u>、<u>観光交流局</u>、<u>県土整備部</u>及び警察本部に関する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>未来づくり推進局</u>、<u>危機管理局</u>、総務部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p>福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域振興県土警察常任委員会 8人</p> <p>地域振興部、<u>文化観光スポーツ局</u>、<u>県土整備部</u>及び警察本部に関する事項</p>

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成29年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成27年4月1日以降最初に招集される鳥取県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。